（様式５）

最終更新日：令和8年10月23日

(公社)ウエイトリフティング協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:https://j-w-a.or.jp/about/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）中長期計画について、2022年から2028年までの中期計画、2040年までの長期計画についてを策定している。目標達成のため施策の進捗状況や環境の変化に対応し適宜見直す。 （2）ホームページに公開している。 （3）中長期計画策定プロジェクトチームを中心に各委員会と連携し策定し、常務理事会、理事会、さらには正会員、都道府県協会等に諮り広く意見を募り策定した。 2025年6月に役員改選が行われ新役員と各委員会で連携し新たな中期計画を策定し、9月の理事会に諮り、改訂することとしている。	中長期計画
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）中長期計画の「組織体制分野」において、人材の育成に関する計画を策定している。 （2）ホームページに公表している。 （3）中長期計画策定プロジェクトチームを中心に各委員会と連携し策定し、常務理事会、理事会、さらには正会員、都道府県協会等に諮り広く意見を募り策定した。2025年6月に役員改選が行われ新役員と各委員会で連携し新たな中期計画を策定し、9月の理事会に諮り、改訂することとしている。	中長期計画
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）中長期計画の「組織体制分野」おいて、財務の健全化確保に関する計画を策定している。 （2）ホームページに公開している。 （3）中長期計画策定プロジェクトチームを中心に各委員会と連携し策定し、常務理事会、理事会、さらには正会員、都道府県協会等に諮り広く意見を募り策定した。2025年6月に役員改選が行われ新役員と各委員会で連携し新たな中期計画を策定し、9月の理事会に諮り、改訂することとしている。	中長期計画
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）「役員の選任に関する規程（第３条･7)」を制定して外部理事の割合（25％）を明記している。外部理事の増加策としては、学識経験理事枠を増やし、下記に該当する適任者を推薦できる方策を策定している。外部理事は、競技の経験者に限らず、法務、医務及び会計等の専門的知識を「役員候補者選考委員会」で評価され推薦された者を選任する。2025年に実施された令和７・８年度の役員改選では、総数21名に対して５名の外部理事が選出され、割合は24％であり、2027年の次期改選期令和９・10年の役員改選に25％以上の外部理事選任を目指す。 （2）2020年３月に「役員の選任に関する規程（第３条･7）」を制定して、女性理事の割合（40％）を明記している。女性理事の数的充足は、女性会員が微少に付き短期での達成は困難と思われるので、漸次理事候補者を育成していき、2027年実施予定の令和９・10年度役員改選時までに40％達成を目標としている。理事総数21名に対し令和3年は4名（24％）から令和５・６年度役員改選では、７名の女性理事が選出され、割合は33％に増加した。2025年の改選でも同数であり 時期改選で目標を達成することを理事会で確認している。	役員の選任に関する規程役員候補者選考委員会規程 令和7年度・8年度役員名簿

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	本協会は、評議員制度を採用していないのでこの項は該当しない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）2019年にアスリート委員会を設置し年1回以上開催するとしているが、2022年と2024年は委員の都合がつかず開催することができなかった。2025年12月に開催した。 （2）理事、元五輪選手(男女)、現役男女選手等を選任し、広く意見を聴取できる構成となっている。 （3）委員会規程の目的に、「アスリートの意見を取りまとめ、本協会の意志決定に反映させる」ことが掲げられている。理事を委員に選任し、委員会の意見をダイレクトに理事会に反映させることができるようにしている。	アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	（1）理事の構成は、定款第１２条で１８名から２３名以内の枠を定めているが、「役員の選任に関する規程」により、現在は２１名の理事で運営している。協会内に14の専門委員会が有り事業の運営はこの委員会が主体となっており、その委員長又は副委員長は理事が務めていることから、理事会からの要請や理事会への意見の答申など円滑な組織運営に適正な規模と考えている。また、「理事会規程」第２条により通常理事会を４回開催し実効性を確保している。	令和7年度・8年度役員名簿 役員の選任に関する規程 理事会規程 各委員会規程（14委員会）
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）「役員の年齢制限に関する規則」に選任時においてその年齢が７０歳未満に制限している。現在は７０歳以上の理事はいない。	役員の選任に関する規程 役員の年齢制限に関する規則

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	（1）「役員の選任に関する規程」第８条に理事の在籍期間を原則として連続5期(10年）までとし、連続5期を経過してから2期(4年）離任した場合は、新規の役員候補として選考・再任できるとあるが、これを、通算5期（10年）まで最長4年(１期又は2期）までとすることを、令和8年3月1日の理事会で規程を改訂した。 （2）「役員の選任に関する規程」第8条に最長期に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間を少なくとも任期２期分とするよう定めている。	役員の選任に関する規程 令和7年度・8年度役員名簿
			【例外措置】 「２０２５年の役員改選では1名がこの期間を越えているが、ＡＷＦ連盟の理事及びアジア大会準備の業務執行者と高い実績があり、本協会の運営等に不可欠と役員候補者選考委員会が認め、理事会へ諮り承認している」	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（1）「役員候補者選考委員会」規程を制定し、理事会からの独立した組織に編成している。 （2）学識経験者、正会員等を委員に選任している。 （3）選考委員の所属は、協会理事２名（女性1名）、都道府県協会代表（正会員）３名、学識経験者1名（弁護士）、事務局長１名の合計７名である。	役員候補者選考委員会規程
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	（1） 定款、競技者規程をはじめ各種規程等を整備している。 ［定款］［競技者規程］［服務規程］［倫理委員会規程］「役員・職員倫理規程」［コンプライアンス委員会規程施行細則］［加盟団体規程］	定款 競技者規程 服務規程 倫理委員会規程 役員・職員倫理規定 コンプライアンス委員会規程施行細則 加盟団体規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	（1）定款、理事会規程をはじめ各種規程等を整備している。 ［定款］［理事会規程］［事務局規程］［登録者規程］［会員の資格の得喪に関する規則］［会員等の位置づけ及び会費に関する規則］［入会・退会に関する規程］［公認審判員認定規程］	定款 理事会規程 事務局規程 登録者規程 会員の資格の得喪に関する規則 会員等の位置づけ及び会費に関する規則 入会・退会に関する規程 公認審判員認定規程

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	（1）理事会規程をはじめ各種規程等を整備している。 ［理事会規程］［理事の職務等に関する規程］［会計処理規程］［短時間労働者の雇用に関する要綱］［個人情報保護方針］	理事会規程 理事の職務等に関する規程 会計処理規程 短時間労働者の雇用に関する要綱 個人情報保護方針
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	（1）役員等報酬規程をはじめ各種規程等を整備している。 ［役員等報酬規程］［職員旅費規程］［役員旅費規程］［競技会開催に係わる旅費規程］ ［競技会開催に係わる謝金基準］［強化事業に係わる旅費規程］［強化事業に係わる謝金基準］ ［非常勤職員の雇用・服務・報酬に関する要綱］「給与規程」	役員等報酬規程 職員旅費規程 役員旅費規程 競技会開催に係わる旅費規程 競技会開催に係わる謝金基準 強化事業に係わる旅費規程 強化事業に係わる謝金基準 非常勤職員の雇用・服務・報酬に関する要綱 給与規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	（1）定款第３８条から第４２条に財産に関する事項を規定している。他に［会計処理規程］［特定費用準備金取扱規程］等の関連する規程を整備している。	1.定款 3.会計処理規程 4.特定費用準備金取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	（1）会員登録者や賛助会員等から会費の徴収が可能な規程等を整備している。又、免税募金の制度を設けている。	登録者規程 器具公認認定規則 器具公認認定細則 肖像権に関する規程 会員の位置づけ及び会費等に関する規則 賞金等の取り扱いに関する規程 公認審判員認定規程 免税募金趣意書

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	（1）選手選考に関する[選手強化委員会規程施行細則]等の規程を設け、大会周期や主要大会毎に本協会HP［https://j-w-a.or.jp/］で公表している。 （2）競技者規程、肖像権に関する規程、賞金等の取扱いに関する規程等で権利を保護している。 （2）-2コンプライアンス委員会規程施行細則第４条で差別やハラスメントの禁止、それに通報窓口を設置して選手の権利を保護する体制はできている。 （3）選手選考規程(選考基準)の作成者は、全国の高校・大学・社会人・関係理事等から選出した委員で構成する選手強化委員会において合議制で選出している。選手選考の基準や選考結果は理事会の承認事項であり、協会HPや議事録等で各加盟団体に周知している。	選手強化委員会規程 選手強化委員会規程施行細則 競技者規程 肖像権に関する規程 賞金等の取り扱いに関する規程 登録者規程 表彰規程 報奨金支給規程 コンプライアンス委員会規程施行細則 選手選考関係資料
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	（1）審判委員会規程施行細則に選考基準等を規定している。	50.審判委員会規程 51.審判委員会規程施行細則
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	（1）顧問弁護士・公認会計士に相談はいつでもできる体制となっている。 （2）役職員に弁護士資格や法的知識を有する者がいる。	弁護士契約書 公認会計士契約書 専門家サポート体制図
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）コンプライアンス委員会を設置している。年1回の開催の定例会の他に違反疑義が生じた場合は適宜開催することとしている。 （2）コンプライアンス委員会規程の第４条に所掌事項として各種事業の推進と権限を規定している。定期会議を設置し、現状の把握や情報交換を行っている。 （2）-2　委員会には専務理事が含まれており、理事会に意見等を述べる体制は確保している。 （3）構成員に女性委員１名を配置している。	コンプライアンス委員会規程 コンプライアンス委員会名簿 役員・職員倫理規程 コンプライアンス委員会議事録
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）弁護士、公認会計士、ガバナンスの経験のある管理者を含めて構成している。	コンプライアンス委員会名簿

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）各種コンプライアンス研修を役職員向けに年１回以上実施している。令和６年度は、ハラスメントに関する研修を実施した。今後も必要な議題から順次実施する予定である。	役員講習会資料
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）指導者に対しては、大会時にコンプライアンス啓蒙の一環として競技規則の遵守やドーピング違反行為、それに暴力的指導の禁止等の講習を年1回以上実施している。2025年2月に開催した全国指導者研修会において、「ハラスメント」について講義を実施した。選手に対しては年1回以上、国際大会参加前や全国大会・代表合宿等でインテグリティ教育やドーピング禁止等(アウトリーチ)の講習会を実施している。	
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）全国大会の審判会議時にコンプライアンス啓蒙の一環として、審判員の心得として公正な競技会運営に関するコンプライアンス研修を年1回以上実施している。また、１級審判員(国際大会に派遣される審判員も対象となる)に対しては２年に１度の講習会を義務づけ、講習内容でコンプライアンスマニュアルに関する講習を実施している。	審判会議資料 審判向けコンプライアンスマニュアル
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	（1）経理処理については、税理事務所による毎月の経理状況と検証の指導を受けており、公認会計士には、決算期に検証と指導を受けている。さらには、法人会計等の業務については、専門家に随時相談できる体制を整えている。 （2）法務や規程等の整備に関しては、弁護士や税理士にいつでも相談できる体制を整えている。	専門家サポート体制図 弁護士契約書 公認会計士契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	（1）会計処理規程等に則り、正確に公正な業務処理を行なっている。年度末に正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録等を公表し、主務官庁等に報告している。 （2）弁護士・公認会計士、学校業務経験者など本協会の業務を理解し、十分な見識と能力を有した者を監事として選任している。 （3）本協会の業務規模から鑑み公認会計士と監事の監査報告書は年度末決算時のみであるが、それ以外に決済処理の相談などは随時行なっている。主務官庁や補助金支給団体の実地検査等も受けている。	監事名簿 会計処理規程
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）国庫補助金等の利用に関しは、それぞれの補助事業等の規定および本連盟諸規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受け、必要に応じ適切な対処を行っている。さらに、コンプライアンス委員会規程施行細則において、補助金および助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。	本協会HP公開【総会資料】 事務局規程 会計処理規程 コンプライアンス委員会規程施行細則

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）事業計画書、事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、財務諸表に対する注記、財産目録、監査報告、理事及び監事の名簿、運用組織及び事業活動の概要、総会の議事録等を協会HPで開示している。また、これらの書類は協会内事務局で随時閲覧が可能である。	本協会HP公開【総会資料】
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（1）選手選考に関する基準や選考結果は、随時協会のHPで公開している。その中には、指導者(監督・コーチ等)も含まれている。	選手強化委員会規程施行細則
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1）ガバナンスコードの遵守状況を開示している。	75.本協会HP公開【カバナンスコードの遵守状況】 利益相反ポリシー
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	（1）本協会は、観客収入を伴う事業や不動産等の保有や取引はなく、比較的少額の取引が主である。契約を要する事案については複数見積書を徴するなど事務局内で公平性を判断して処理している。 （1）－2　役員・職員倫理規程第４条第３項において、「役・職員は、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」こととしている。 （1）－3　コンプライアンス委員会規程施行細則第４条の第５項から第７項に公私混同を戒める事項を規定している。 （2）利益相反ポリシー１２条「規制を伴う規程と同等の権限を有するものとする」とし、違反行為が起きないように適切に管理している。	コンプライアンス委員会規程施行細則 役員・職員倫理規程 利益相反ポリシー
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	（1）利益相反ポリシーを策定し管理している。	利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	（1）会員なら誰でも利用できる相談窓口を本協会HPに設置している。 （2）「コンプライアンス委員会施行細則」第５条（１）（２）及び「コンプライアンス委員会規程」第１１条、倫理委員会規程第７条に守秘義務を定めている。 （3）協会HPへの通報は開封者を限定し、他に情報が漏れないようにしている。 （4）コンプライアンス委員会規程第１２条、コンプライアンス委員会規程施行細則第５条に通報者権利保護として不利益行為を禁止している。 （5）研修会やコンブライアンスマニュアルをとおして通報制度の利用は正当な権利であることは認識している。なお、研修会や監督会議等を通してさらなる周知を図っている。	本協会HP【相談窓口の設置】 コンプライアンス委員会規程 コンプライアンス委員会規程施行細則 倫理委員会規程 選手・指導者及び審判員向けコンプライアンスマニュアル 審判向けコンプライアンスマニュアル

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	（1）通報窓口の開封者は、事務局に常駐している事務局長又は専務理事としている。相談事項を取り扱うコンプライアンス委員会の構成は、弁護士・公認会計士、学識経験者等がメンバーに含まれている。相談内容はコンプライアンス委員会で審査する。	19.コンプライアンス委員会規程施行細則 17.倫理委員会規程 52.コンプライアンス委員会名簿 56.コンプライアンス委員会規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	（1）懲罰制度（競技者・役員）の処分の手続きついては「競技者規程」第１４条に規定している。会員(正会員・賛助会員等)の違反行為と処分は、「定款」第９条から１１条に、理事・監事の違反行為と処分は同規程第１７条に規定している。競技者及び役員等の禁止事項は「競技者規程」第４条、第５条及び「コンプライアンス委員会規程施行細則」第４条に規程している。職員の懲罰行為及び懲罰は、「服務規程」第３２条に規定している。役・職員の遵守事項及び違反した場合の対処等は、「役員・職員倫理規程」第４条及び第６条に規定している。 （2）禁止行為等は、「競技者規程」、「選手・指導者及び審判員向けのコンプライアンスマニュアル」、「コンプライアンス委員会規程施行細則」に規定している。また、ホームページで規程を公開し周知している。 （3）聴聞の機会は、「競技者規程」第１４条に、「倫理委員会規程」第６条に規定している。 （4）処分内容の告知は、「競技者規程」第１４条３項に規定している。	定款 競技者規程 服務規程 役員・職員倫理規程 コンプライアンス委員会規程施行細則 倫理委員会規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（1）処分審査は、競技者規程第14条によりコンプライアンス委員会が行うことになっており、委員は弁護士や公認会計士等から構成されている。	競技者規程 服務規程 役員・職員倫理規程 コンプライアンス委員会名簿
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	（1）本協会の「スポーツ仲裁に関する規程」に仲裁申立てができることを規定している。 （2）自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立てに限らず、代表選手の選考を含むNFの事業に関係する決定事項まで含んでいる。 （3）日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従う運用を現在はしており、申立期間に合理的でない期限は設けていない。	スポーツ仲裁に関する規程 選手強化委員会規程施行細則 加盟団体規程 競技者規程 選手・指導者向けコンプライアンスマニュアル 審判員向けのコンプライアンスマニュアル
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	（1）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	選手･指導者向けコンプライアンスマニュアル 審判向けコンプライアンスマニュアル 競技者規程 不祥事の処分について

（様式５）　　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査　自己説明・公表書式

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	（1）危機管理体制を構築している。 （2）危機管理マニュアルを策定している。 （3）不祥事対応の流れは、対応フローに入れている。 （4）役員等による公金横領といった重大なコンプライアンス違反時に対して、外部調査委員会を設置するかを協議する過程をフローに入れている。	危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	（1）過去の不祥事案では、協会内のマニュアルに沿って、速やかに調査体制を構築し、関係者への聞き取り調査を行い事実の確認と原因究明を行いコンプライアンス委員会で内容を検討し、対象者の処分及び再発防止策等を理事に諮り各事案ごとに対応した。 （2）再発防止対策として、全国理事長会や指導者研修会に及び、強化スタッフ、強化指定選手や関係者に対して、インテグリティ研修を改めて実施している。それらを理事会に報告し、有効に機能しているか改善状況につい検証し定期的に公表している。	再発防止に関する資料
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1）外部調査委員会設置を要する危機及び不祥事は発生していないが、外部調査委員会を設置する場合、当該委員会は、独立性、中立性、専門性を有する者を中心に構成する。	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1）加盟団体の権限は、加盟団体規程第３章に規定している。 （2）加盟団体への指導等の指針は、加盟団体規程第2章及び第６章に定めている。 （3）加盟団体等からの運営や業務執行についての相談には随時、担当部署で対応し支援している。全国理事長会を年1回開催し、本協会の事業内容や地方組織として有益になる情報等を発信している。	加盟団体規程 危機管理マニュアル 地方組織との関係図
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1）選手発掘事業、ブロックの合宿支援、競技規則の改正、最新の国際情報、危機管理マニュアル等の情報発信を協会のHP掲載や都道府県協会あてに通知等で知らせている。都道府県協会向けのインテグリティ教育研修会をWEB形式で開催している。	